

西川中学校 令和5年度部活動方針

(1) 部活動休止日

ア 平日：2日

※毎週月曜日、木曜日を「部活動休止日」として定時退校日とする。

※ただし、部活動強化期間（大会前3週間）は木曜日の活動を可とする。

また、研修会等で月・木以外の曜日が「部活動なし」となった週は木曜日の部活動を可とする。

イ 週休日：1日以上（原則日曜日とする）

※ただし、日曜日に練習試合がありやむを得ず活動を行う場合は、校長の承認を得て直近の土曜日を休養日とする。

※大会が土・日曜日の両日に行われる場合は、大会の状況に応じて校長の承認を得て参加を認める場合がある。

(2) 活動時間

ア 平日：2時間程度

イ 週休日：3時間程度

※ただし、大会・練習試合・合宿等により、3時間を越えて活動する場合には、校長承認のもと当該活動日前後の平日の活動日の活動時間を短縮する等により、過度の負担とならないようにする。

(3) 長期休業日（夏季休業【夏休み】・年末年始休業【冬休み】・学年末学年始休業【春休み】）

ア 平日の活動時間は3時間程度とする。

イ 土曜日及び日曜日は両日休養日とし、『家族と過ごす日』とする。

※ただし、大会がある場合は校長の承認を得て参加することができる。

ウ 各部活動で、ある程度連続した長期の休養期間を設ける。

エ 長期休業期間の部活動は各休業日の日数の2分の1を超えないものとする。

(4) 西川中学校の部活動休止日

ア 夏季休業中の学校閉庁日（4日間）

イ 年末年始の休日（12/29～1/3）

(5) 始業前練習について

ア 禁止とする。

(6) その他

ア 平日の活動終了予定時刻は、通年18：20までとする。

イ 中体連主催（中体連に準じる団体も含む）の大会、主要コンクール（吹奏楽）の前3週間は『部活動強化期間』とする。

ウ 部活動強化期間内で、校長の承認のもと大会や練習会等に参加し、止むを得ず土曜日・日曜日に連続して活動する場合には、その分の休養日を部活動強化期間前後に振り替える。

エ 定期テストの3日前からテスト当日までの4日間を部活動休止日とする。

- ・5/30～6/16、9/5～9/22 部活動強化期間：木曜日も部活動を可とする。
- ・地区総体後、上位大会に出場する部は大会まで木曜日も部活動を可とする。新人総体も同様とする。
- ・カヌー部と吹奏楽部は大会日程が異なることから、地区総体やそれに準ずる大会の前3週間を部活動強化期間として木曜日も部活動を可とする。上位大会出場の場合も他の部と同様とする。